

福祉安全委員会行政視察報告書

委員名： 愛敬 重之

視察先：東京都 品川区

視察日時：平成 24 年 7 月 20 日

午前 9 時 02 分 ～ 午前 11 時 00 分

【 視察事項 木造密集地域の防災力向上について】

<視察を通しての考察・参考となった事例・感想等>

7月20日:品川区 木造密集地域の防災力向上について

1 会議に入る前に品川区防災センターを見学しました。



特に防災シアターは3Dで、大きな地震が発生した映画でした。地震発生時では、座席が震度5レベルで横揺れを起こしかなりリアルでした。消火訓練や品川シェルター、備蓄品等の展示があり、区民の防災意識がかなり大きいのが理解できました。特に備蓄品やシェルター等経済効果もあると思います。

2 品川区における防災区民組織の育成に関する要綱の説明

(目的)

第1条 この要綱は、区内関係防災機関の協力を得て、東京都地震対策条例第 34 条の規定に基づき、品川区民が町会（自治会などの団体を含む。以下「町会」という。）を母体として自主的に結成する防災区民組織の育成を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で防災区民組織とは、区民が町会を母体として自主的に結成する組織でその町会の存する区域内の全区民を構成員とするものをいい、その町会に存する区民消防隊・ミニポンプ隊は、防災区民組織内の防災部に位置づけるものとする。また関係防災機関とは、消防署、消防団および警察署をいう。

(育成・指導の基本的方針)

第3条 防災区民組織は、自主的に結成され運営されるべきものである。

したがって、区および関係防災機関は、あくまでも地域の区民に対する防災意識の普及および高揚を図ることに主眼をおき、その結果として防災区民組織の結成が促進されるよう努めることを基本とする。

(対象)

第4条 育成、指導の対象は、各町会区域を単位とする区民とする。

(育成指導機関)

第5条 育成指導機関は、品川区および関係防災機関とする。

(育成指導の実施形態)

第6条 育成指導機関は、町会長および町会役員を対象に防災区民組織の重要性、必要性について啓もう活動を行う。

2 町会が既存組織を母体として、また既存組織に防災に関する新たな組織を加える等、防災区民組織の結成を図っていく過程において、育成指導機関の指導、協力を必要とする場合は、町会の要請に基づき防災区民組織の重要性、地震防災に関する知識等を内容とする説明会等を開催し、組織化の促進を図る。

3 既に防災区民組織を結成している町会に対しては、地震防災に関する知識の普及を図るために防災教育、防災訓練の実施および訓練内容の充実を図り組織の質的向上に努めるとともに、町会内における事業所、施設等の加わった町ぐるみの地域防災組織の確立を目指すものとする。

(組織の結成)

第7条 前条により防災区民組織を結成した町会は、「防災区民組織の結成について」を区長に提出するものとし、これに

より当該町会は、防災区民組織を結成したものとする。

(助成金の交付)

第8条 区は、防災区民組織の結成を促進するとともに、その運営の円滑化と組織の資質の向上を図るため、助成金を交付する。

2 助成金交付対象事項は次の各号に限るものとする。

- 1 (1) 防災用資器材、装備品、備蓄品の整備
- (2) 機器類の補修費
- (3) 防災用印刷物の作成費
- (4) 防災訓練費

3 助成金の算出基準は次の各号によるものとする。

- (1) 結成年度は、50円×世帯数+3万円
- (2) 結成年度の翌年度以降は、25円×世帯数+2万円
- (3) 区民消防隊を有する防災区民組織にあつては、前2号のほか1隊につき3万円
- (4) ミニポンプ隊を有する防災区民組織にあつては、前3号のほか1隊につき2万円
- (5) 防災訓練経費助成分として、訓練参加人員に応じた金額

4 助成金交付手続きは、「品川区町会・自治会に対する助成金(環境整備・防災)交付要綱(平成元年4月27日制定、要綱第22号)により一括執行するものとする。この場合にあつては、防災区民組織の長は助成金交付手続きに関する業務をその所属する町会長に委任したものとみなす。ただし、これに拠ることが不適当な場合を除く。

(防災資器材の配備)

第9条 区は、防災区民組織における応急対策の促進を図るため、必要な防災資器材を配備するものとする。

2 防災資器材の配備を希望する防災区民組織の長は、「防災資器材配備申請書」(第1号様式)を区長に提出するものとする。

3 防災資器材を配備を受けたとき、防災区民組織の長は、「防災資器材受領書」(第2号様式)を提出しなければならない。

4 防災区民組織は、その活動に際し十分当該資器材を活用するとともにその良好な管理保全に努めなければならない。品川区における防災区民組織の育成に関する要綱第10条に基づく決定事項

1 第8条第3項第5号関係(訓練助成金交付基準)

- 1) 防災区民組織の長は、防災訓練を実施するとき、別紙(様式第3号)により事前に品川区長に報告しなければならない。
- 2) 防災区民組織の長は、防災訓練終了後遅滞なく、別紙(様式第3号)に共催関係防災機関の証明を得て、品川区長に報告しなければならない。
- 3) 区は、前年度の訓練参加延人員を基準として算出し、表—1による助成金を、防災区民組織に交付する。尚、結成年度は交付しない。
- 4) 交付基準(表—1)

前年度訓練参加延人員	助成金額
50人まで	5,000円
51人—100人	10,000円
101人—200人	20,000円
201人	30,000円

2 第9条関係(配備資器材の種類と配備基準)

	配備資器材	配備数
1	担架	2基
2	折りたたみ式リアカーまたは、車イス	1台
3	破壊工具一式	1組
4	防災服一式(役員用)	12組
5	のぼり旗一式	1流



スタンドポンプについても今回の補正予算で配備資器材として導入されることになったようです

スタンドポンプについては、配管が地下にあり直接口に設置するだけで、水圧のみで消火作業できるものです。

桑名市についてもこのような施設があれば導入の方向でお願いいたします。

育成研修では、品川区防災アドバイザー研修を開校しており、約 800 人の受講があったようです。その上には、品川区防災アドバイザーステップアップ研修を開校し、年間約 120 人の受講がありようです。

防災に関して重要な事かと思えます。

3 耐震化の基本的な取り組み方針

民間特定建築物の耐震化促進

区内には多数の人が利用する施設が約 1,040 棟、危険物を取扱う施設が約 270 棟存在しており、耐震化率が充分とはいえない状況にあります。これらの施設については、被災した場合大きな被害発生が想定されることから、所有者の責任のもと、耐震化が必要です。そこで関係団体等と連携し、様々な耐震化に関する情報提供を行うとともに、耐震改修促進法に基づき指導・助言等を実施し、耐震化の促進を図ります。

区有建築物の耐震化促進

区有建築物の耐震化率は、耐震改修の実施予定のあるものを含めると 74.5%です。

防災活動の拠点となる施設や避難所となる防災上重要な施設は、早期の耐震化が必要との観点から、長期基本計画や総合実施計画との調整を図りながら優先性を考慮し、順次、耐震化を進めます。また、耐震化の進捗状況について、診断結果と改善方法を合わせて区民にみなさんに公表していきます。

耐震化促進に向けた総合的な施策

(1)耐震改修促進法、建築基準法に基づく指導・助言・勧告など

区では、街全体の安全性を向上させることを目的として、全ての建築物に対して耐震性能の向上に向けた指導・助言を行います。特に、耐震改修促進法に基づく特定建築物の所有者に対しては、積極的に実施します。

(2)耐震化を促進するための環境整備

相談体制の強化	相談体制の充実
	リフォームに併せた耐震化の誘導
	出前相談の実施
耐震化に関する情報発信の充実	地域危険度等の周知
	マンション管理セミナー等を活用した耐震化の普及啓発
	個別訪問による木造住宅の耐震化の普及啓発
	あらゆる広報媒体を活用した普及啓発
	耐震診断、改修施工者の情報提供
	簡易な装置のPR、普及
	耐震改修済マークの表示制度の検討
その他の安全対策	がけ・擁壁に対する安全対策
	ブロック塀の転倒防止対策
	落下物対策・家具転倒等の推進
	エレベーターに対する安全対策
	工作物(屋外広報物等)の転倒・落下・脱落防止対策
	地震火災に対する対策

(3)関係団体等との連携

- ・建築関連団体との連携の強化と耐震化支援のネットワークの構築
- ・耐震診断、改修施工者の情報提供
- ・施工業者や技術者に対する講習会の開催

生命を守るための対策（耐震シェルター等）

地震による住宅の倒壊から高齢者等の生命を守るため、耐震化が経済的に困難な世帯を対象として安価で信頼できる耐震シェルター等の設置を支援します。

